

# 合併協議会だより 第16号

平成16年 7 月 1 日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059 (229) 3450 ● FAX059 (229) 3451



新市の議会議員の定数、公共料金の取扱いなどを確認

## 新市の議会議員の定数は38人、 公共料金などの取扱いを確認

第23回協議会で継続協議となっていた議会の議員の定数及び任期の取扱いは、第24回協議会で慎重に協議を行った結果、新市の議会議員の定数は38人とし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数特例と在任特例は適用しないことが確認されました。

また、住民の負担やサービスに大きく係わる都市計画税、国民健康保険料、保育所入所負担金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、水道料金、公立幼稚園保育料の公共料金などの取扱いについても確認されました。

### 目 次

- |                                |  |                                      |
|--------------------------------|--|--------------------------------------|
| 1 新市の議会議員の定数は38人、公共料金などの取扱いを確認 | 4 第24回津地区合併協議会での議事<br>第25回津地区合併協議会での議事 | 7 合併協定項目<br>市町村合併についてご意見・ご要望をお寄せください |
| 2 第24回津地区合併協議会での議事             | 5 第25回津地区合併協議会での議事                     | 最近の動き                                |
| 3 第24回津地区合併協議会での議事             | 6 お便りのご紹介                              | 8 津地区合併協議会委員<br>協議会の開催予定<br>構成市町村の人口 |

# 第24回津地区合併協議会での議事

5月13日、津市センターパレスホールで第24回津地区合併協議会が開催されました。

協議事項は、議会の議員の定数及び任期の取扱い、また、各種事務事業の取扱いの中で都市計画税、国民健康保険料、保育所入所負担金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、水道料金、公立幼稚園の保育料などの取扱いを協議しました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

## ◆協議事項◆

議 題	結 果
①議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	①原案確認
②各種事務事業の取扱いについて（下水道事業その1）	②原案確認
③各種事務事業の取扱いについて（上水道事業その1）	③原案確認
④地方税の取扱いについて（その2）	④原案確認
⑤国民健康保険事業の取扱いについて（その2）	⑤原案確認
⑥各種事務事業の取扱いについて（児童福祉事業その1）	⑥原案確認

議 題	結 果
⑦各種事務事業の取扱いについて（下水道事業その2）	⑦原案確認
⑧各種事務事業の取扱いについて（農林水産関係その4）	⑧原案確認
⑨各種事務事業の取扱いについて（上水道事業その2）	⑨原案確認
⑩各種事務事業の取扱いについて（学校教育関係その5）	⑩原案確認



協議会の議論を見守る多数の傍聴者



### 議会の議員の定数及び任期の取扱い

新市の議会議員の定数は38人とし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数特例と在任特例は適用しないことが確認されました。



### 各種事務事業の取扱い（下水道事業その1）

第18回協議会で継続協議となった各種事務事業の取扱い（下水道事業その1）は、次のとおり確認されました。

#### 【流域下水道維持管理負担金と流域下水道建設負担金関係】

流域下水道に係る維持管理負担金と建設負担金関係は、新市移行までに主体となって整備を行っている県当局と協議し、合併と同時に新たに調整することが確認されました。

#### 【下水道事業計画(全体計画)】

公共用水域の水質汚濁の防止により生活環境の向上を図るため、市町村で定めている下水道事業計画は、新市で見直しを行い、合併後3年程度で計画の一元化を図ることが確認されました。

#### 【下水道事業受益者負担金の賦課】

下水道事業受益者負担金の賦課は、賦課状況や算定方式に差があることから、合併と同時に久居市の例により調整することが確認されました。

算定方式は久居市の例により一元化し、算定対象事業費は末端管渠整備費の単独事業費分、負担率は5分の1、賦課方式は面積割りとします。ただし、合併前に単位負担金額決定済区域で、合併後賦課を行う場合は従前の例によるものとします。

その他の賦課事務の取扱いは、津市の例により合併時に一元化します。なお、旧地域改善対策特別措置法

に規定する対象地域内における下水道事業受益者負担金（分担金）の減免は、合併時に廃止する方向で調整します。

#### 【下水道事業受益者負担金の徴収】

下水道事業受益者負担金の徴収は、負担金（分担金）を徴収している市町村で納入期間などに差があることから、合併と同時に津市の例により調整し一元化することが確認されました。



### 各種事務事業の取扱い（上水道事業その1）

第18回協議会で継続協議となった各種事務事業の取扱い（上水道事業その1）は、次のとおり確認されました。

#### 【水道の使用開始、中止】

転入や転出、転居などに伴う水道メーターの開閉栓業務は、合併と同時に津市の例により調整し、開栓手

料金は1件当たり900円とすることが確認されました。

### 【給水装置工事の申込手数料】

給水装置工事の申込手数料は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

水道の配水管から分岐する家庭などへの給水装置工事に係る設計審査手数料、工事が完成した時の工事検査手数料、工事を施行する指定業者の指定手数料は、それぞれ1件当たり900円、2,300円、1万4,000円とします。

### 【給水装置工事の新規給水加入金】

給水装置工事の新規給水加入金は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

給水装置の新設および増径工事を行う場合、口径別に新規給水加入金を徴収します。

久居市の特別加入金と風早団地新規給水分担金は、廃止の方向で調整します。



### 【開発行為に伴う指導要綱、基準（水道関係）】

開発行為に伴う指導要綱、基準（水道関係）は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

上水道および簡易水道の設計審査手数料・工事検査手数料、濁水防止用および工用洗管料は、津市の例により調整します。

なお、施設拡充費および榊原簡易水道水源施設等工事負担金などは廃止します。

### 協定項目 地方税の取扱い(その2)

#### 【都市計画税】

都市計画税は、津市の例により合併と同時に市街化区域の土地と家屋に税率0.3%の都市計画税を課税することが確認されました。

ただし、久居市、河芸町、香良洲町の市街化区域は、合併特例法第10条の規定により平成21年度までの間に限って課税を免除します。

なお、都市計画税は、都市計画税が課税されている市街化区域において、下水道事業や街路事業、区画整理事業などを実施する別枠の財源とします。

### 協定項目 国民健康保険事業の取扱い(その2)

#### 【国民健康保険料の賦課方法など】

国民健康保険料の本算定賦課、遡及賦課、更正賦課などは、合併と同時に新たに制度を制定し統一することが確認されました。

賦課方法は、津市、河芸町の例により保険料とします。

賦課方式は、医療分と介護分とも津市の例により、均等割、平等割、所得割の3方式とします。

賦課割合は、応能割50%、応益割50%で平準化し、料率は、新市での当該年度の医療費に見合う料率を設定します。

遡及分は、従来どおりの例により算定します。



### 協定項目 各種事務事業の取扱い(児童福祉事業その1)

#### 【保育料事務】

保育料事務は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在市町村の保育所入所負担金は、所得別に国で決められた徴収基準額を基にそれぞれ独自に決めて徴収していますが、新市では国徴収金額の合計の概ね72%（構成市町村の平成13年度実績の加重平均）で徴収する方向で調整します。

階層区分は、国の階層区分を原則

とし、市町村の現況を踏まえ細分化を図ります。

ただし、細分化により入所負担金が大幅に上昇する区分は経過措置を講じます。

### 協定項目 各種事務事業の取扱い(下水道事業その2)

#### 【下水道使用料の賦課および徴収】

下水道使用料の賦課および徴収は、合併と同時に久居市の例により調整することが確認されました。

現在市町村で使用料金体系や使用料単価は差があり、水道の使用水量に応じて算定しているところや戸数割、人数割りにより算定しているところもあることから、新市の料金体系は、久居市の例により合併時に一元化します。

ただし、新市の下水道事業に支障がないように、新市で新たに策定する下水道事業計画を踏まえて、合併後3年程度を目途に料金改定について検討します。

なお、賦課および徴収事務は、津市の例により合併時に一元化します。

### 協定項目 各種事務事業の取扱い(農林水産関係その4)

#### 【農業集落排水事業】

農業集落排水事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

農業集落排水事業負担金の建設に係る市町村および受益者負担割合は、事業内容に差がありますが、現時点では市町村で新規事業の予定がないことから、新市移行前からの継続事業（新規受益者を含む）は、該当事業が終了するまでは、新市移行後も現行の負担割合などを適用する方向で調整します。

なお、新市の新規事業の市町村および受益者負担割合は新市で調整します。

農業集落排水施設使用料は、新市移行時に基本料金2,000円、人数割300円に一元化する方向で調整します。

ただし、新市における農業集落排水事業が適切に運営できるよう、新市移行後3年程度を目途に料金改定などの検討を行います。



**各種事務事業の取扱い  
(上水道事業その2)**

**【水道料金体系】**

水道料金体系は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

上水道、簡易水道とも合併と同時に津市の料金体系で調整し、美杉村の簡易水道利用組合が管理する簡易水道は現行どおりとします。

現在4町村で徴収している水道のメーター使用料は、廃止の方向で調整します。

ただし、新市において水道事業の運営に支障がないように、新市で新たに策定する水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度を目途に料金改定について検討します。



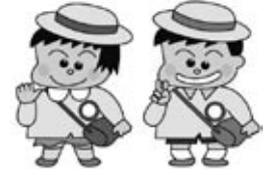
**各種事務事業の取扱い  
(学校教育関係その5)**

**【公立幼稚園保育料】**

公立幼稚園保育料は、合併と同時に津市の例により月額6,000円で調整することが確認されました。

合併後は教育内容の充実と職員の適正配置を図り、地域格差をなくすよう努めます。

主任と養護教諭は、現状の職員数を基本に園児数と地域特性などを考慮して配置します。



主任は全園に配置（担任兼務を含む）し、養護教諭は特に地域性を考慮しながら拠点園に配置しますが、未配置園を複数兼務します。

**第25回津地区合併協議会での議事**

5月27日、津市役所大会議室で第25回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項では、福祉保健部会と下水道部会の6分科会の事務事業調整方針の報告があり、すべて承認されました。

協議事項では、介護保険事業の取扱いと各種事務事業の取扱いの中で納税関係、保健衛生関係、診療所(直営)などが協議されました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

**◆報告事項◆**

議 題	結 果
①福祉保健部会福祉総務分科会の事務事業調整方針について	①原案承認
②福祉保健部会児童母子分科会の事務事業調整方針について	②原案承認
③福祉保健部会保育分科会の事務事業調整方針について	③原案承認
④福祉保健部会障害福祉分科会の事務事業調整方針について	④原案承認
⑤福祉保健部会高齢福祉分科会の事務事業調整方針について	⑤原案承認
⑥下水道部会下水道管理分科会の事務事業調整方針について	⑥原案承認



合併に向けて進む協議

**◆協議事項◆**

議 題	結 果
①介護保険事業の取扱いについて	①原案確認
②各種事務事業の取扱いについて(納税関係)	②原案確認
③各種事務事業の取扱いについて(保健衛生関係)	③原案確認
④各種事務事業の取扱いについて〔診療所(直営)〕	④原案確認
⑤各種事務事業の取扱いについて(生活保護事業)	⑤原案確認
⑥各種事務事業の取扱いについて(都市計画関係)	⑥原案確認



**介護保険事業の取扱い**

介護保険事業はこれまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目と

して確認されました。

市町村で差がある介護保険制度は、統一を図りますが、第1号被保険者の保険料は不均一賦課とし、現行計画が終了する平成17年度まで現行どおりとします。





### 各種事務事業の取扱い (納税関係)

納税関係の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

個人市民税、固定資産税などに係る前納報奨金と納税貯蓄組合に対する事務取扱費は、合併時に廃止します。



### 各種事務事業の取扱い (保健衛生関係)

保健衛生関係の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

#### 【健康診査】

健康診査は、基本健康診査と肝炎検診を集団健診、個別健診で行います。

対象者は、基本健康診査の集団健診を19歳以上、個別健診を40歳以上の希望者とし、肝炎検診は、集団健診、個別健診とも国基準を準用した対象者としします。

なお、骨密度検診と歯周病検診は、地域ごとに実施される健康教育で地域の実情の応じた取り組みを実施する方向で調整します。

集団健診は、新市で統一した内容、金額で実施できるよう専門業者委託とし、原則、現在市町村で行っている場所で実施する方向で調整します。個別健診も新市で統一した内容、金額などで実施できるよう、医療機関委託の方向で調整を図りながら、協力医療機関の確保に努めます。

個人負担額は、集団健診は国基準

の3割程度の範囲内で合併までに調整し、個別健診は医療機関への委託金額をもとに、集団健診個人負担額と同程度割合を目安として合併までに調整します。



#### 【がん検診】

がん検診は、原則40歳以上の希望者を対象（ただし、子宮がん、乳がんは30歳以上の女性を対象）とし、合併時は検診の有効性が確認されている胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、肺がん検診を集団検診、個別検診で行います。

それぞれのがん検診は、集団検診、個別検診とも最も有効性の高い検診内容に統一することに主眼を置いて、実施場所や回数などの検討を行い、金額も新市で統一できるように調整を図ります。

個人負担額は、集団検診、個別検診のそれぞれの委託金額をもとに、基本健康診査の集団健診個人負担額と同程度割合を目安に、合併までに調整します。



### 各種事務事業の取扱い (診療所(直営))

診療所(直営)の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

津市休日応急・夜間こども応急クリニック、美杉村国民健康保険竹原診療所は、現行のまま実施し、久居・一志地区休日応急診療所は、津市の例により実施する方向で調整します。



### 各種事務事業の取扱い (生活保護事業)

生活保護事業の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

生活保護事業は、新市で法令に基づき実施します。

特別援護給付金(法外給付)は、津市の例により調整します。



### 各種事務事業の取扱い (都市計画関係)

都市計画関係は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

都市計画区域などは、現行どおり引き継ぎ、新市で調整します。

都市マスタープランは、新市で新たに策定します。

市町村都市計画審議会は、新市で津市の例により設置します。

開発指導要綱は、新市で津市の例により制定しますが、開発負担金は廃止します。



## 診療所の現況

診療所名	津市休日応急・夜間こども応急クリニック		久居・一志地区 休日応急診療所	美杉村国民健康保険 竹原診療所
診療内容、診療日、 診療時間(12:00 ~13:00は休憩時間)	休日応急診療所 【内科・小児科・外科】 日曜日、祝・休日(※) 9:00~17:00 【歯科】 日曜日、祝・休日(※) 1月2日、8月14日・15日 9:00~12:00 12月31日 9:00~16:00	夜間こども応急 クリニック 【小児科】 毎日診療 19:30~23:30	【内科・小児科】 日曜日、祝・休日 1月2日・3日 12月30日・31日 10:00~16:00	【内科・小児科・外科・心療 内科】 土・日曜日、祝・休日(た だし、12月29日から1月3 日を除く) 9:00~15:00

(※)1月1日を除く

# お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。お便りの中から、要約整理してご紹介します。



- ・高い住民サービスを受けたいのであれば、それに見合う負担が必要である。若い人の意見も積極的に取り入れ、合併すれば終わりということではなくて、50年、100年先の新市を見据えて協議するべきだ。
- ・合併後は、資格を持つ専門性の高い職員を新市全体に均等に配置してほしい。また、職員の公務員としての自覚や技量の向上に努めてほしい。
- ・議員の定数特例や在任特例は、行政の効率化である合併の目的に逆行しており反対である。新市の議会議員は、合併と同時に法定定数の38人で選挙を実施すべきだ。
- ・新市の議員定数38人はどのような反論があっても必ず実現すること。
- ・職員数は適正化し、新市の人件費が削減するようにしてほしい。
- ・合併は大局的視野に立って進めるとともに、行政主体ではなく、住民主体で行うべきだ。

- ・新市まちづくり計画は、住民に直接影響することであり、住民の意見や要望を反映してほしい。
- ・新市のごみ焼却に関する事などは、事前に地域住民のニーズをくみ取る努力をし、住民の合意のもとで協議を進めてほしい。
- ・合併後も胸を張って新市の住民であることを誇りに思えるようになることを期待します。将来の県都新津市の発展に期待している。
- ・新市では大きな公園や保育園を増やし、子どもと楽しめて、安心して育児ができるようなまちづくりを期待する。
- ・合併すると市域が拡大し、物事を多数決で決めることも多くなると思うが、少数意見も取り入れてもらえる新市になってほしい。

\*紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

〈平成16年5月6日から5月末日到着分まで(件)〉

市町村名	お便り件数	男	女	不明	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
津市	40	31	9	—	—	7	6	5	12	6	1	3
久居市	8	5	3	—	—	1	2	2	2	1	—	—
河芸町	7	5	2	—	—	1	1	1	1	2	—	1
芸濃町	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
美里村	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
安濃町	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
香良洲町	2	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1
一志町	6	6	—	—	—	2	—	—	3	1	—	—
白山町	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
美杉村	4	2	1	1	—	—	—	—	2	1	—	1
不明	8	3	—	5	1	—	—	1	1	—	—	5
合計	79	55	18	6	1	11	12	11	21	11	1	11
平成15年4月分からの合計	947	572	284	91	12	91	117	149	236	182	22	138

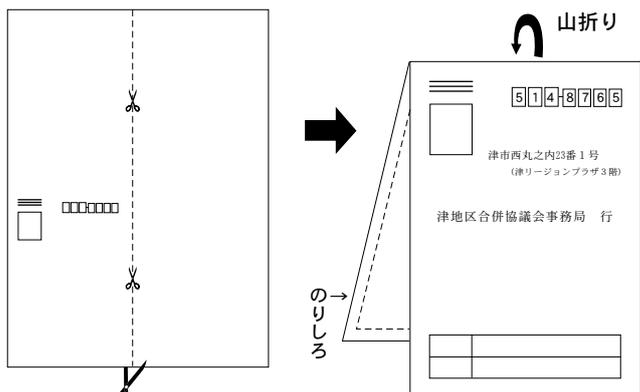


## 返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



切り取り線に沿ってページから切り離します。

のりでとめてください。

～みんなで考えよう！市町村合併～

（山折り）



5 1 4 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号

（津リージョンプラザ3階）

差出有効期間  
平成17年3月  
末日まで有効

●切手不要

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

## 最近の動き

- 6月10日 第26回津地区合併協議会を開催
- 23日 第27回津地区合併協議会を開催
- 7月1日 合併協議会だより第16号を発行

## 津地区合併協議会委員

津市と久居市の議会で役員改選が行われ、協議会委員に変更がありました。

市町村名	役職	氏名
津市	議長	中川隆幸
久居市	議長	八太正年

## 協議会の開催予定

### ●第28回津地区合併協議会

とき 7月5日（月）、午後1時～

ところ 津市センターパレスホール（津センターパレス5階）

※変更する場合がありますので、傍聴を希望される人は、事前に事務局へご確認ください。

## 構成市町村の人口 291,444人

津市	165,233人	安濃町	11,504人
久居市	41,866人	香良洲町	5,503人
河芸町	18,318人	一志町	15,250人
芸濃町	8,749人	白山町	13,681人
美里村	4,307人	美杉村	7,033人

平成16年4月30日現在の人口(外国人を含む。)

ただし、津市、河芸町、香良洲町は、平成16年5月1日現在。

## 編集/発行

### 津地区合併協議会事務局

（津リージョンプラザ3階）

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450 / FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>